

災害時要援護者避難支援制度のご案内

この制度は、ご自身の情報を、お住まいの地域の自治会や自主防災組織、民生委員などの地域関係者（団体）に提供し、市と地域で情報を共有することで、日頃の見守りや、災害時の支援体制づくりを行うものです。

1 対象となる方

災害時要援護者の申請の対象となる方は、次に掲げる人のうち、災害時に自力で避難することに支障のある在宅の方が対象となります。

- ① ひとり暮らしの高齢者（65歳以上）、高齢者のみの世帯
寝たきりの高齢者、認知症高齢者
- ② 障がいのある方
- ③ 妊産婦
- ④ 乳幼児
- ⑤ 医療依存度の高い方
（人工呼吸器装着者、在宅酸素使用者、人工血液透析者、特殊薬剤使用者 等）

2 登録申請方法

登録を希望される方は申請書をご記入のうえ、専用の封筒でご郵送いただくか、裏面の相談窓口へご提出ください。

3 代理申請について

登録を希望される方が、障がい等の理由で申請書の記入・提出が困難である場合、ご本人の同意をもとに、親族の方等による申請が行えます（代筆可、押印要）。

4 登録内容の確認・変更

登録申請書を提出される際には、緊急連絡先や避難支援者の方に予め提出することの了承を受けておいてください。

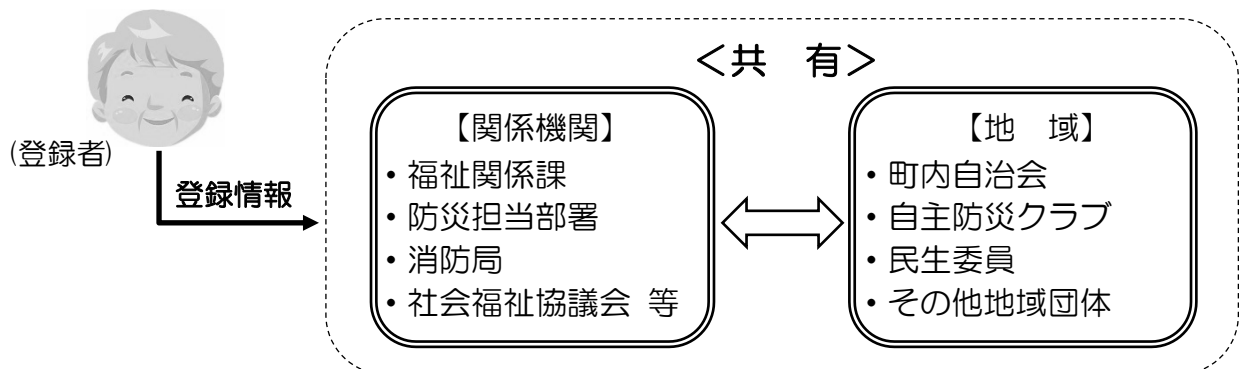
また、登録申請いただいた内容に変更が生じた場合は、変更の手続きが必要となりますので、ご連絡くださいますようお願いいたします。

【変更手続きを要する場合（例）】

- ① 登録者本人の連絡先の変更
- ② 施設入所や家族との同居により支援が必要でなくなった場合
- ③ 身体の状態の変化により避難所までの誘導が必要となった場合
- ④ 避難支援者の方、緊急連絡先の変更 等

5 登録情報を共有し災害等に備えます

制度に登録された方の情報は、地域関係者（団体）や市関係機関等で共有化を図り、災害時などに備えます。そのため、本制度の登録には、関係先への情報提供に関する同意が必要となります。



6 登録を希望される方へのお願い

この制度は、地域の助け合い（共助）による制度です。本制度に登録したからといって、災害時に必ず支援が行われるものではないことをご理解ください。

そのため、登録を希望される方も、避難支援者等による支援を待つだけでなく、基本的には「自らの身は自らで守る。」の心構えが必要です。そのためには、平常時から次のようなことを心がけるようにしましょう。

- ① 地域との積極的な交流
- ② 必要な支援内容の伝達
- ③ 避難経路の確認
- ④ 非常持ち出し品などの準備

また、登録申請時に、ご近所の方などで避難時の支援者になって頂ける方がおられましたら、申請書の「4 避難支援者」欄にご記入ください。

7 相談窓口

制度に関するご相談や申請受付は、下記窓口で行っております。

窓 口	住 所	連 絡 先
中央区役所 福祉課	熊本市中央区手取本町 1-1	096-328-2312
東区役所 福祉課	熊本市東区東本町 16-30	096-367-9127
西区役所 福祉課	熊本市西区小島 2 丁目 7-1	096-329-5403
南区役所 福祉課	熊本市南区富合町清藤 405-3	096-357-4129
北区役所 福祉課	熊本市北区植木町岩野 238-1	096-272-1118
健康福祉政策課	熊本市中央区手取本町 1-1	096-328-2340 (FAX)096-351-2183